

TOP PAGE

## 教育基本法「改正」問題の動向

— 教育基本法「改正」問題を考える連続講演会から —

村元 宏行 (法政大学大学院博士課程 憲法・教育法専攻)

10月17日、教育基本法の見直し問題について審議していた中央教育審議会の基本問題部会で、教育基本法の見直しに関する中間報告の素案が審議されました。その中では、グローバル化、情報化、地球環境、男女共同参画などへの対応の視点が示され、日本人のアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）の視点が示され、「愛国心」という言葉が使われています。中教審は、この素案をもとに中間報告、そして最終報告をまとめ、早ければ次期通常国会に教育基本法の改正案が上程されるのではないかとわれています。

昨年以來、教育基本法の見直しが正式な日程として取り上げられてきましたが、一体、教育基本法の何を、どの様に「改正」しようというのか、あまり見えてきませんでした。ところが、この中間報告の素案から、「改正」の中身がかなり具体的に見えてきました。当初、教育改革国民会議で教育基本法の見直しが取り沙汰された際には、教育基本法を変えることによって今の教育が少しでも良くなればといった発想もあった様に思います。もちろん、日本の教育がこのままでいいと思っている人は少ないはずですが、かつて法社会学者の川島武宣先生が『日本人の法意識』のなかで「法律のしろうとは、法律さえ作れば、何でもすぐ世の中は変わってしまうと思いがちである」と指摘されたとおり、教育問題も法律をかえたらどうにかなるというものではありません。教育基本法をかえようとするとき、まず正当な論拠となり得るのは、教育が正しい方向に向かっているとする時に、教育基本法の規定がそれを妨げているといった場合でしょう。

「新しい時代に必要だと言われる改革や政策にしても、教育基本法がその推進を妨げているということはない」。

教育と文化を世界に開く会が主催する第一回目の連続講演会(9月25日)で、前教育改革国民会議委員の藤田英典東京大学教授は具体的データを示して強調しました。また、第二回目の連続講演会(10月18日)で西原博史早稲田大学教授は、「教育基本法「改正」論について、時代に合わせて新しいものをつくりかえるんだ、何となくこういうものも入れたらきれいになるかもしれないからかえるんだといった事柄は沢山出てくるが、そこが教育基本法の「改正」の動きの本質ではないということを読みとっていただきたい。今までできなかつたこと、能力主義教育、愛国心教育をやりたいから教育基本法をつくりかえるんだということが本質である」と指摘しました。

ところで、憲法「改正」問題も決して社会の関心が高いといえないと思いますが、教育基本法「改正」問題はそれ以上に社会の関心がないといわれます。「教育基本法は理念法だから、改正されたからといってあまり影響はないんじゃないの?」という声は私の周りの大学院生からも本音として聞かれる言葉です。本当にそうでしょうか。

いまの教育基本法「改正」論者は、教育基本法に「愛国心」を書いたら、日本の人々が郷土や国を愛するようになると考えているのでしょうか。そうではないと思います。教育基本法を変えてそれで終わりということにはならないということです。つまり、「愛国心」が教育基本法に規定されたら、そこで規定された「愛国心」というものはどういう中身のものか、といった解釈問題になります。そして「教育基本法がいう愛国心とはこういうものだ」と解釈して実際

(2頁につづく)

### NEWSLETTER No.64 CONTENTS

TOP PAGE

教育基本法「改正」問題の動向 /1

子ども関連TOPICS

- ①18歳以上による住民投票実施～秋田県岩城町から /2
- ②日本子どもNPOセンター設立  
— 設立総会・設立記念シンポジウム開催(2002.9.21) — /3
- ③国連・子どもの権利委員会、イスラエルの第1回報告書を審査～子どもの権利の重大な侵害を問題視～ /4

④国連・子どもの権利委員会、独立した監視機関に関する一般的意見第2号を採択 /5

子ども参加

・子どもによる、子ども通信社 ボイス(VOICE) /6

BOOK GUIDE

・「あなたはちっともわるくない—だいじょうぶの絵本1—」 /7

イベント

・子どもの権利条約フォーラム2002ちば だより /8

に運用していくのは国の政治家やお役人ということになるでしょう。教育基本法に書かれた理念が変えられたら、それに伴って他の法律や学習指導要領、教科書に書かれる内容すべてが変わってくるということです。

第二回目の連続講演会で、暉峻淑子埼玉大学名誉教授は「国の何を愛するのかについても多様だし、国を愛する人がいてもいいし国を嫌う人がいてもいいと思う。」と述べられました。しかし、中間報告素案に示されたとおりに教育基本法が「改正」されて、それに伴って教育制度なり教育内容が変えられていったら、もうそんなことは許されなくなるかもしれません。

このほかにも多くの問題を含んだ、現在進行中の教育基本法「改正」の動向に、多くの皆さんが感心を持ち、その「改悪」に反対する議論に参加していただけたらと思います。

## 教育基本法「改正」問題を考える

=連続講演会(第3回)開催のお知らせ=

日時: 2002年11月22日(金) 午後7時開会

場所: 早稲田大学大隅小講堂(JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅」下車徒歩20分、地下鉄東西線「早稲田駅」下車徒歩5分、都電荒川駅「早稲田駅」下車徒歩5分)

資料代: 500円~事前申し込み不要~

■講演 辻井 喬(作家)

中川 明(弁護士)

司会: 岡本厚(岩波書店「世界」編集長)

■問い合わせ(教育と文化を世界に開く会事務局)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1

早稲田大学文学部33号館1576号喜多研究室

TEL・FAX 03-3203-4231(本会専用)

mail:kyouiku-bunka@rio.odn.ne.jp

## 子ども関連TOPICS ①

# 18歳・19歳が日本で初めて投票しました!!

—18歳以上による住民投票実施(2002年9月29日)~秋田県岩城町~—

野村 耕平(19歳 NPO法人Rights代表理事 東京都立大学2年生)

私たち、NPO法人Rightsは「未来を長く生きる若者は未来の決定により大きな責任を」という想いから2000年5月に結成され、選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実を図る10代・20代を中心としたNPO法人です。これまで、フォーラムやサロン、各地で街頭宣伝や意見交換を行う全国キャラバン、19歳以下の世代を対象にした国会議員ユースインターンシップ、ユースもぎ投票などの活動を重ねてきています。今回の18歳からの住民投票は、Rightsの主張する16歳選挙権に非常に近いものがあります。そこで私、代表の野村が現地に行き、岩城町長と、初めて投票する18・19歳に話を伺い、投票資格の拡大の意識とその影響を取材してきました。

### ■日本で初めて

日本で初めての18歳からの住民投票は、2002年9月29日(日)、秋田県岩城町で行われました。18歳からの住民投票は愛知県高浜市でも認められていますが、18・19歳が実際に投票するのは全国で初めてのケースです。岩城町は、日本海に面し、人口は6,583人、内18・19歳は149人(2.3%)の小さな町で、普段の選挙の投票率はほとんどが80%を上回っています。今回の住民投票は、岩城町が北の秋田市周辺と南の本状市周辺のどちらと合併するかを問う二者択一の選挙です。

### ■投票率

結果は本荘市への合併に賛成ということでした。18・19歳世代の投票率は、20歳以上の投票率と比べて少ないように見えますが、町役場によると18・19歳の3割近くが、住民票を移動せず就職・学校の為町外で暮らしているため、実質的には100%近くになるということです。全国初ということで、注目を集めたせいもありますが、18・19歳が持つ合併への関心の高さが伺えます。

年齢別投票結果

年齢	有権者数	投票総数	投票率
20歳以上	5,278人	4,310人	81.6%
18・19歳	149人	99人	66.4%

### ■18・19歳へのインタビュー

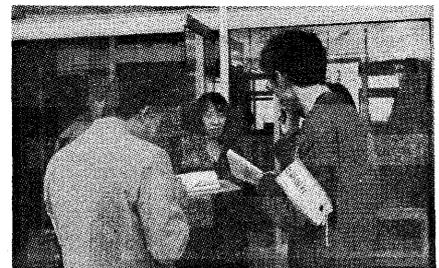
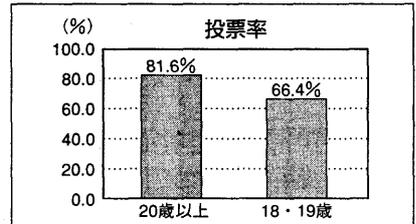
投票当日、投票にきた18・19歳にインタビューしたところ、初めての投票について、「緊張した」「ドキドキした」「意見が反映されて

嬉しい」など率直な感想が聞けました。投票した理由については「合併について関心が無かったが、『投票できる』って聞いて合併の記事を読み始めた」「投票

に行くから家族会議で話し合った」など、投票をきっかけに家庭や友達と合併について考えるようになったことが分かります。朝7時から夜7時まで投票できる為、午前中に投票を済ましてから、午後は秋田市や本荘市の方に遊びに行くという18・19歳が多く、いつもの日曜日のようにごく自然と投票していく姿が、まだ選挙権のない自分にとってはうらやましい思いながらも、非常に印象的でした。

### ■加藤鉦一町長へのインタビュー

投票日の前日、28日に岩城町役場にて加藤町長にお話を伺いました。18・19歳に投票資格を認めたことについて、「18・19歳の人はこの町の将来を背負って立つ人なので、その人たちが投票できることが自然。それに、高校が町外なので、岩城町を外から客観的に見る事が出来る。この住民投票をきっかけに身の回りのことに関心



取材される18歳

を持ってもらえるようになると思う。」また、18・19歳への選挙啓発については、「話が伝わらないと、情報がない=判断できないになってしまう。自分で町内を廻って、地域説明会や



左から、加藤町長、筆者(野村)

保育園の父母の方や小学校のPTAを対象にした説明会などで、『とにかく家族で合併のことを話し合ってください』とお願いして廻った。」など、若い世代への期待を語っていただきました。

#### ■まとめ

今回取材をして感じたことは、町長を初め、年齢を問わず町の人ほとんどが18歳からの投票を違和感無く、当然のように受け入

れていることでした。また、小学校の授業でも合併問題が取り上げられており、年齢を問わず自分達の身の回りの“政治”について関心をもつ良いきっかけになったと思われます。2002年に入ってから18歳以上に投票を認める住民投票条例が愛知県高浜市で制定され、今回の秋田県岩城町では実際に日本で初めての18・19歳からの投票が行われました。静岡県東伊豆町でも合併を問う住民投票を18歳以上に認める見込みがでてくるなど、18歳からの住民投票はもう常識になっています。確かに住民投票は身近な事柄についての選挙であり、法的拘束力が無いという点で、従来の選挙とは厳密に同じとは言えません。しかし、18・19歳が自分達で考え、その結果が公的に影響力をもつことには違いがありません。現在、超党派国会議員によって行われている「選挙権年齢の引き下げを求める国会議員懇談会」とあわせて、これから選挙権年齢そのものについての議論が高まっていくことは確実だと思われます。

## ●Rights 国際フォーラム2002

### <<< 政治でつなぐ世界の若者 >>> 19才の町長、アメリカから初来日!!

2002年11月15日、16日、17日 於：国立オリンピック記念青少年総合センター  
(詳細はホームページ <http://www.rights.or.jp/>)

世界の多くの国々では、すでに選挙権年齢のみならず、被選挙権年齢も18歳であたえられています。そのような制度のもと、各国で「超若手政治家」が誕生しています。

アメリカの19歳町長、スウェーデンの20歳国会議員……そんな超若手を日本に招いて複数のイベントを開催します。あわせて若者の政治参加を求めて活動している若者もドイツやオーストラリアから来ていただきます。

3日間にわたり、6つのイベントを開催します!! ※全企画通訳有

#### ★☆☆メイン企画・シンポジウム★☆☆

世界・子ども・若者・政治サジット! <定員250名>

11月16日(土) 13:30~16:30 (受付開始13:00)

参加費：一般2000円 会員・18歳未満1000円

10代・20代で活躍する海外ゲストとともに、各国での社会参加・政治参加の実践報告を中心に討論するパネルディスカッションです。子ども・若者の社会参加の状況や政治活用能力の育成のあり方、子ども・若者の声を社会システムにどのように反映されるかといった課題とその解決の糸口を発見しあうことをめざします。

#### ◆◆主催・お申し込み・お問い合わせ◆◆

特定非営利活動法人Rights/Rights六本木オフィス

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス4F

TEL&FAX: 03-3796-0822 携帯: 090-1991-7458 (林)

E-mail: info@rights.or.jp RightsHP→<http://www.rights.or.jp/>

~子どもの育ちを支えあう地域社会をめざして~

## 日本子どもNPOセンター設立

林 美栄子 (日本子どもNPOセンター事務局次長)

9月21日(土)、東京ウィメンズプラザホール(東京都渋谷区)で日本子どもNPOセンターの設立総会ならびに設立記念シンポジウムが開催されました。この日までに設立発起人は208人、当日の設立総会には149人が出席し、シンポジウムには290人が参加しました。

#### 目的と事業の柱

日本子どもNPOセンターは、「子どもの育ちを支えあう地域社会の創造と子どもの生命と意思が尊重され、豊かな成長が保障される社会の実現」を目的に設立され、今後は、①ネットワーク事業として、子育て・子育てに関する団体、個人や諸機関との連携、②調査・研究と政策提言事業、③基盤整備事業として、子どもの育ちを支えあうための条件整備、の3つを事業の柱にして活動を広げていくこととなります。子ども関連のNPOを中心とした全国ネットワーク組織として初めてであり、子どもに関わる社会問題の解決に向けたアクションにも期待が集まっています。

#### 設立総会・設立記念シンポジウム — 田中康夫長野県知事も出席

設立総会当日の午前は、日本子どもNPOセンター専務理事の大日向雅美(恵泉女学園大学教授)と同じく専務理事の広岡守穂(中央大学教授)が議長を引き受け、事業計画や役員等について149人の出席者から承認を受けました。

午後のシンポジウムのパネルディスカッションは、同センター代表

理事の堀田力(さわやか福祉財団理事長)のコーディネートと、大日向雅美、同センター理事の広岡智子さん(子どもの虐待防止センター理事)に加え、長野県知事の田中康夫さんの出席が話題を呼びました。

最初に発言者として、日本子どもNPOセンター理事の田中健一さん(フリースクール全国ネットワーク事務局長)が「日本という社会は枠をつくってそこから考える。親は親として、教師は教師として、大人は大人としてどうかという発想。その枠組みではもうあてはまらないことがたくさんある。このセンターでの活動をとおして、ゼロから人と人がつながりあうことの必要性を感じたい」と語りました。広岡さんは、堀田の「親は自分で産んだ子を育てる義務があるか」との問いに対し、「虐待している親でもその子を育てる義務があると言ってしまつと子どもを守れない。しかし一方で、問題のある親が治療や援助を受ける権利はある。虐待予防や防止のための援助ができていない。これはこのセンターとともにできる活動だと考えている」と語りました。長年、子どもや親の問題のひとつは男女が仕事と家庭で分けられていることからすると訴えてきた大日向は、「社会を改革してい

くには、男性をまずは家庭に帰すシステムをつくる必要がある。男女が共に働き、共に子どもを育てる。それは男女共に人間らしく働くということ。子どもを社会の宝としてみんなで育てられる社会の実現のために、このセンターの活動が始まったのだと思う」と述べた。また、田中知事の「(機能としての単なる)学童保育の充実は、結果として親が子どもと接する時間が少なくなったり、親の子育て学習の機会を奪うことになりはしないか、との懸念もある」との発言に対し、「制度やハコものよりも心意気、の説明として学童保育の例をあげられるのは不適切。これは問題が違う」と反論。田中知事は、「子どもと接する時間を減らしてまでも働かなくてはならない鑄型の社会がどうなのか、という議論から始めたい。それをしないうちに学童保育を充実させるだけでは分業化社会が疲弊していくだけ」と応じる場面もありました。

その後は、もう一人の代表理事である新澤誠治から設立の挨拶、続いて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の岩田喜美枝さんと文化庁文化部長の寺脇研さんから、日本子どもNPOセンターへの期待を込めた挨拶をいただきました。リレートークでは若者を含め21人がそれぞれの立場で発言し、会場全体が市民主導でこの「子ども業界団体」を盛り立ててのいこうとする気概や雰囲気につつまれました。

### これからの活動について

設立にあたり、設立準備委員会では日本子どもNPOセンターの正会員を「推進会員」という名称にすることで合意しました。この名称

へのこだわりは、このセンターに正会員として集まる人たちが、日本子どもNPOセンターの目的(ミッション)の実現のために余力を持ち寄り、ともに汗をかく仲間として集まってほしい、という思いからです。今後の活動は、情報センター機能の整備や子どもファンドの立ち上げ、人材育成など、子ども関連団体のサポートや基盤整備のための事業への取り組みはもちろんですが、子どもにかかわるということで一貫しつつ、さまざまな切り口で多数のテーマ限定型のプロジェクトが立ち上がっていくことが必要です。そして、プロジェクトごとにメンバーが集まるという形態をとっていくはずですが、とはいえ、推進会員のほかには、1万人をめざす「つながり会員」や一般的な賛助会員である「ささえ会員」もあり、そのときの都合に応じた参加が可能です。どのかかわりもセンターの運営には必要です。

さらに、「子どもの育ちを支えあう地域社会」づくりには、子どもと大人のパートナーシップが不可欠です。子どもたちが集い、大活躍できるセンターになれるよう皆さんの力をお貸しください。

**<連絡先>** 〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス3F  
電話 03-5785-1795 FAX.03-3796-2357  
email: info@kodomo-center.jp URL: http://www.kodomo-center.jp

ホームページで当センターの概要や行事予定などが入手できます。まもなくメーリングリストでの意見・情報交換も始めますので、さまざまな立場の方のご参加をお待ちしています。

## 子ども関連TOPICS ③

# イスラエルの報告審査で問題にされた、子どもの権利の重大な侵害

平野 裕二 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

イスラエルとパレスチナの紛争が悪化の一途をたどるなか、2002年10月2日、国連・子どもの権利委員会によってイスラエルの第1回報告書が審査された。

本来の提出期限(1993年)から8年遅れの2001年に提出された報告書(国連文書番号CRC/C/8/Add.4)は、総頁数381ページと、オーストラリアの第1回報告書(460ページ)に次ぐ大部なものである。ところが、パレスチナ被占領地域(ヨルダン川西岸・ガザ、以下「OPT」)の子どもたちに関する情報は、報告書にはいっさい含まれていない。委員会の事前質問事項でも情報提供が求められたものの、1994年にパレスチナ自治政府(以下「PA」)に権限と責任を譲渡したという理由で、イスラエル政府は回答を拒否した。

しかし、国別報告書も兼ねて審査に臨んだドゥック議長は、占領国であるイスラエルはOPTにおける条約実施にも責任を負っていると指摘し、OPTの子どもも含めて両国が管轄していると考えられるすべての子どもの状況を審査対象にすると宣言。現に、委員からの質問の多くはOPTの子どもたちの状況に集中した。この管轄権の問題については、他の国連人権条約機構も同様の対応をとってきており、とくに社会権規約委員会の所見(E/C.12/1/Add.27&E/C.12/1/Add.69)で詳細な指摘が行なわれている。

取り上げられた問題は多岐に渡り、とくに最初の質問セッションは1時間20分にも及んだ(通例は40~60分)。とくに、2000年9月以降のイスラエル・パレスチナ間の紛争の過程で、パレスチナ人の子ども250人以上、イスラエル人の子ども72人を含む多数の

民間人の犠牲者が出ていること(アムネスティ・インターナショナルが2002年9月末に発表した報告書Killing the Futures: Children in the line of fireによる)については、多くの委員から重大な懸念が表明されている。

総括所見(以下〔 〕はパラグラフ番号)では、「条約の実施を阻害する要因および困難」として、「パレスチナ人の自爆攻撃によりイスラエルの民間人(子どもを含む)が意図的かつ無差別に標的とされ、かつ殺されていること」が挙げられるとともに、「パレスチナ地域の違法な占領、民間人地域の爆撃、超司法的殺人、イスラエル国防軍による比例性を欠いた力の行使、住宅の解体、インフラストラクチャーの破壊、移動の制限およびパレスチナ人に対する日常的な屈辱的行為が暴力の連鎖を助長し続けている」と指摘された〔4〕。そして、「主要な概念事項および勧告」の冒頭で、「同地域の子どもたちの平和的かつ安定した未来は、国際人権法および国際人道法にもとづいてしか達成できない」ことが強調されている〔5〕。

このような認識にもとづき、生命に対する権利の項では、イスラエルおよび「関連のあらゆる非国家主体」の両者に対し、暴力を終わらせ、かつ子どもが紛争に参加しないことを確保するため、ただちにあらゆる必要な措置をとることなどが強く促された〔31〕。武力紛争の項でも同様に、イスラエルと「その他の非国家主体」に対し、子どもが紛争の犠牲にならないようにするためのいくつかの措置が勧告されている〔57〕。

また、イスラエル警察当局がパレスチナ人の子どもを逮捕・尋

問・拘束するさい、拷問や非人道的な取扱いをしているという報告がある点についても、具体的な警察署・刑務所名を挙げて懸念が表明され、対応を促された。〔34・35〕。このような子どもの権利がさまざまな軍令によって侵害されていることについても同様である〔23・24・60・61〕。

道路封鎖、夜間外出禁止令、移動制限、諸施設の破壊により、OPTの子どもたちの健康・保健サービスや教育へのアクセスが「深刻に悪化していること」についても深い懸念が表明されている〔41・42・50・51〕。住居の破壊も「これらの地域の子どもたちの生活水準への権利を深刻に侵害するもの」と指摘され、国際人道法にしたがった対応、被害者に対する保障などが勧告された〔47・48〕。

教育内容については、イスラエルおよび「パレスチナ自治政府を含むあらゆる関連の非国家主体」に対し、人権の発展・尊重や寛容にとくに配慮した人権教育を行なうよう、勧告されている〔55〕。暴力の連鎖を断ち切るためにも重要な課題である。

イスラエルおよびその他の紛争当事者が以上の勧告を十分に尊重することは、残念ながらほとんど期待できない。しかし、国際社会はこうした指摘を繰り返し繰り返し行なっていく必要がある。次回報告書の提出期限は2008年11月1日と指定されたが〔64〕（報告遅延のため、例外的措置として第2回～第4回報告書をまとめて提出するよう求められたもの）、そのときまでに、イスラエル・パレスチナ双方の子どもたちが犠牲にならなくともすむような解決が達成されていることを願わざるをえない。

## 子ども関連TOPICS ④

### 国連・子どもの権利委員会

# 独立した監視機関に関する 一般的意見第2号を採択

平野裕二（子どもの権利条約ネットワーク運営委員）

国連・子どもの権利委員会は、2002年10月4日（第31会期）、「子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割」に関する一般的意見第2号（国連文書番号CRC/GC/2002/2）を採択・公表した（以下、〔 〕内の数字はパラグラフ番号）。2001年1月の一般的意見第1号（教育の目的）に続き、子どもの権利条約の解釈・実施のあり方がまたひとつ、委員会によって体系的にまとめられたことになる。

「国内人権機関」(national human rights institutions、以下「NHRI」とは、行政府・立法府・司法府の3権から独立した立場で人権の促進・保護・監視を行なう公的機関を包括的に表すときに用いられる、国際的用語である。子どもの権利の世界では、一般に「子どもオンブズマン(オンブズパーソン)」として話題になることが多い。

委員会は、日本も含むほとんどの国に対し、このような独立した監視機関の設置・強化を勧告してきた。実際に、子どもオンブズマンまたはそれに類する機関を設置する国は増え続ける一方である（喜多明人ほか編『子どもオンブズパーソン 子どもSOSを受けとめて』日本評論社・2001所収の拙稿参照）。

一般的意見では、子どもにとくに焦点を当てたNHRIを設置することが、条約を効果的に実施するための不可欠な措置として位置づけられた〔1・3・5・7等〕。必ずしも子どもオンブズマンのような専門機関である必要はなく、一般的なオンブズマンや人権委員会が子どもの問題も担当することにしてもよいが、その場合には専門のオンブズマンなり部局なりを設置しなければならない〔6〕。

NHRIは、憲法または法律上の根拠にもとづき〔8〕、かつ国連総会が1993年に採択した「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（パリ原則）にしたがって設置されなければならない〔4〕（日本語訳は<http://www.mars.sphere.ne.jp/jhrf21/Doukou/international1.html> 等参照）。NHRIが備えるべき主な要件は以下のとおりである。

- (a) 独立性〔10等〕
- (b) NGOや各分野の専門家を含んだ多面的な構成〔12〕

- (c) 国際文書にのっとった広範な委任事項（管轄事項）〔8等〕
- (d) 権利侵害に対する個別救済を含め、職務を効果的に遂行するために必要なさまざまな権限の保障〔8・9・13～15等〕
- (e) 子どもによるアクセス・意見表明・参加の保障・促進〔15～17〕
- (f) NGOとの協力の追求〔26〕
- (g) 「子どもの権利状況に関して直接に、独立にかつ別個に報告する権利」〔18〕
- (h) 十分な資源（人的・財政的）の保障〔11〕

NHRIが行なうべき国内的活動としては、(a)～(t)の20項目が例示されている〔19〕。大別すれば以下の5類型である。

- ①調査・報告（(a)～(c)および(s)）
- ②立法・政策等の監視・提言（(d)～(j)）
- ③適切な立法・政策プロセスの促進（(h)～(k)）
- ④広域・意識啓発・教育（(l)～(o)）
- ⑤個別救済（(a)および(p)～(r)）

同時に、国際的活動として、まず子どもの権利委員会をはじめとする人権条約機構の報告手続に独立した立場から貢献すること〔20・21〕、国連人権委員会のみならずさまざまな特別手続とも協力すること〔22〕、各国のNHRI同士の国際的・地域的交流を進めること〔27～29〕なども挙げられている。

現在、日本でも行政から一定程度独立した人権委員会（仮称）の設置に向けて、人権擁護法案の国会審議が進められている。しかし、そこで構想されている体制は今回の一般的意見やパリ原則の要件をとうてい満たすものではない。法案の内容を抜本的に再検討・修正するとともに、独立した子どもオンブズマンの設置もあらためて検討するべきである。そのさい、すでに自治体レベルで活動している川西市子どもの人権オンブズパーソン、川崎市人権オンブズパーソン等の経験が十分に踏まえらるべきであろう。

\* 一般的意見2号の日本語訳およびさらに詳しい解説は子どもの人権連【いんぷいおめーしょん】に掲載予定。原文は<http://www.unhchr.ch/html/menu2/6/crc/doc/comment.htm>参照。

# 子どもによる、子ども通信社 **ボイス (VOICE)**

「世界をおもしろくするもの。それは子どもたちの声、意見、アイデア」

子ども記者 土田 朋水 (16才)

Voice 【声】 Opinion 【意見】 Idea 【アイデア】  
Children 【子どもたち】 Empowerment 【潜在的な力を引き出すこと】

子ども通信社ボイス(VOICE:声を意味する)は、9歳~18歳までの子どもが運営しています。取材は、アイデアからインタビューや座談会、記事の編集にいたるまで子どもが中心に動き、新聞・雑誌・ラジオ・インターネットなどを通して子どもの視点を社会に伝えています。これまでには、9・11テロや戦争についての記事を共同通信や岩波書店『世界』などを通して配信しているほか、『月刊・子ども論』への掲載、またボイス・ホームページからもニュースを伝えてきました。(URL: <http://www.kidsvoice-jp.org>)

今、子どもはVoiceless(ボイスレス)で、子どもの声が社会に反映されていない状況にあります。そんなボイスが子どもをふくめた『声なき声』を世界に伝えるため、初の取材旅行を行ったのは今年、夏のことです。行き先は国内取材として“沖縄”、海外取材として“カンボジア”をピックアップしました。

それまで9・11テロや報復戦争についての取材や座談会を繰り返していた私たちにとって、この2つの地を取材することはとても意味のあることでした。なぜならそれは「沖縄もカンボジアも以前は紛争地域(内戦)であった」という点にあります。つまりアフガニスタンやパレスチナをはじめとした現在の紛争地域が、「これからだどるかもしれぬ未来を映し出している」可能性があるからです。

そのような視点から切り口を見つけ出し、取材をした結果は「ストリートチルドレン」「HIV/AIDS」「日本からの支援活動」「基地」などなど多岐に渡る問題を網羅することとなり、すべてが示唆に富んだ記事となりました。

そんな記事の中から、今回は沖縄チーム編集による「長寿」の記事を配信します。

『沖縄の場合は本土に比べて高齢者を大事にするという風習が今でもずっと強い』『お年寄りが1人亡くなると図書館が1つ無くなるのと同じ』(記事より抜粋) 沖縄長寿の秘密とは? そのルーツはどこにあったのか?

以下は、子ども通信社ボイスによる琉球大学教授・平良一彦氏へのインタビューです。



カンボジアの子どもたちにインタビューするVOICE

## お年寄りは図書館

### ～長寿の秘訣インタビュー～

子ども通信社VOICE 沖縄取材チーム:

神吉万莉菜(11歳)・富田 頌子(12歳)  
草野 麗(13歳)・鶴巻 香織(15歳)

2002年8月5日、東京とは比べ物にならないくらい日差しの強い午後、VOICE 沖縄取材チームは琉球大学教育学部生涯健康教育コースの平良一彦教授に長寿に関するインタビューを行いました。



#### 【長寿の秘密】

V: まず、長寿とは何を指すのでしょうか?

平良: 少なくとも80歳以上でなければ長寿とは言えません。

1901年頃の日本とは 平良教授(琉球大学)にインタビューするVOICE  
いうと、他の国と比べて短命国でした。日本に沖縄が復帰してからは長寿日本一ということになります。

V: 勉強とか仕事の競争が東京よりも激しくないような気がします。ストレスなども長寿と関係していますか?

平良: 関係はなきにしもあらずだと思います。沖縄の場合は時間がゆったりと流れているという大きな特徴があります。時間がゆったりとながれるということは心にゆとりをもつということとつながってきますから、非常にストレスの少ない社会だと言えます。つまり、そのまま病気に対する免疫だとか抵抗力にも関係していきますし、大事なことだと思いますね。

V: 今のお年寄りは、昔戦争などで栄養が欠乏していたのにどうしてあんなに生きられるのだと思いますか?

平良: 生き延びてきた方々は、もう必死になって生きてきたんです。いまもむかしも沖縄は全国で一番貧乏な県です。だから目の前だ食べられるものは全部食べてきました。そうい

うことが結局、結果として栄養のバランスはよかったわけです。  
V：長寿の秘訣はどういうものなのでしょうか？

平良：食事と、体を動かす運動と、体を休める休養とに分けられ、この休養と運動のバランスが非常に良くとれている方々がどっかという長生きです。生活習慣でしっかりと自分自身をもって行動している方たちじゃないのかなと思います。

食について、日本をみていきますと、日本はまず米を中心に食べている。それから野菜をよく摂っているとか、あるいは魚類をよく摂っているとか海草類をよく摂っているという良い特徴をもっていますが、沖縄ではさらに、豚肉などのたんぱく質を過不足なくとっているということが言え、沖縄の平均は全国の平均に比べて2倍も野菜を食べています。それから豆腐・豆類も摂取しています。豆類は癌や老化、女性の更年期障害、骨粗しょう症を防ぐなどさまざまいい働きをもっています。加えて、食塩の摂取です。沖縄は全国で一番食塩の摂取がすくないところです。塩辛いものをよく食べている地域は脳卒中で倒れる人が非常に多いというデータがあります。癌で倒れる人も多いのです。そういうことでは沖縄は癌をみても脳卒中をみても全国で一番少ないところです。

### 【高齢者の社会参加とそれを支える地域社会】

それからもうひとつは運動。昔は仕事というからだを動かす仕事が多かったのですが、いまはそうではありませんね。ですから運動不足になっています。また肥満ということもあります。

それに対し沖縄の長寿の方々は非常にめりめりのある生活をしています。沖縄では、年をとっていても何かしなければ悪いという意識が高齢者にありまして、周りに迷惑をかけないようにちゃんと自立しようという精神が非常に強いんです。一方で、やってもらいたいというときには、堂々と隣近所の若い人をお願いします。そんな人間関係ができていくということがあります。

仕事をもっている人が非常に多いし、仕事でなくてもボランティア活動や村の行事に積極的に参加するというので、家の中でひまをもてあましてブラブラしている人が非常に少ないです。色々な人々と交流しています。

それから休養です。東京の高齢者に比べて沖縄の高齢者は睡眠の質がいいというデータがあります。睡眠時間は同じくらいかもしれませんが、疲れを修復する効率がいいのです。

もうひとつ大事なものは、沖縄は本土に比べて高齢者を大事にする風習がいまでもずっと強いことがあげられます。また、人々全員で、お年寄りをサポートしています。「お年寄りがひとり亡くなると、図書館がひとつなくなるのと同じだ」と言います。いろんな経験をしながら長い間生きてきているわけですから、このお年寄りから学ぶことは非常に多いのです。

正直言って、食事のバランス・沖縄のような生活習慣は、東京では、出来ないなあと感じました。戦争は、マイナス面ばかり感じていたが、長寿をつなげたプラス面があったことにも驚きです。そして、沖縄が長寿No1というのは食べ物や気候だけでなく人の温かさなども影響しているのだと思います。

ところで、このように長寿の要素をもつ沖縄も、バリアフリーなどがまだまだ行きとどいていません。首里城などには、バリアフリーのための工夫があるのですが、街中を歩いても段差があり道幅が狭く、工夫を全く目にしませんでした。

もう少し、高齢者・障害者・その他の人にも配慮していけば、もっと住みやすい“長寿国沖縄”になるのではないのでしょうか。



V O I C E の子ども記者たち―首里城にて

### だいじょうぶの絵本〈全3冊〉

## あなたはちっともわるくない

—だいじょうぶの絵本1—

安藤由紀

岩波書店 (2001年3月)

各1300円+税



たろくまとちびくまが遊んでいるとき、たろくまの指にとげがささってしまい、お医者さんのやぎせんせいに見てもらった機会がありました。そのとき、やぎせんせいが、ちびくまの体のあちこちにアザがあるのに気づきます。やぎせんせいは、虐待されて傷つくことを「ころにとげがささる」という表現を使いながら、ちびくまに、どんな行為によって「ころにとげがささる」のか、ちびくまはまったく悪くないこと、いやなことをされたときには「いやだ」「やめて」といいこと、いえないときはその人からはなれること、

しっている人にそのことをはなすことの大事さを説明します。たろくまは、ころにとげがささってしまったちびくまに、なんとかちびくまを助けてあげたいと伝えます。ちびくまは、やぎせんせいとたろくまの励ましによって、自分を肯定し、虐待を乗り越えていきます。

どのような行為が虐待にあたるか、虐待にあったときの身を守る方法、虐待されてもお自分が悪いと思いがちな子どもにとって、自己肯定感がとても重要であることを、この絵本はわかりやすく教えてくれます。

登場する子ぐまややぎせんせいの絵もとてもかわいらしく、子どもが楽しみながら虐待について知ることのできる絵本です。巻末には、虐待についての解説、2000年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」も収められており、おとなにとっても読み応えのある絵本です。(絵本は全3冊、第2巻は、性的虐待と性教育に焦点をあてた「いいタッチわるいタッチ」第3巻は、自己肯定感をもつことの大切さを伝える「わたしがすき」です。)

## BOOK GUIDE

# 子どもの権利条約フォーラム2002ちば だより

## 速報！若者との対話に堂本暁子知事出席決まる！

中村雪江（フォーラム実行委員会事務局スタッフ）

今回のフォーラムの最大の目玉である「若者と堂本知事との対話」が実現します。超多忙なスケジュールの中、知事自身が出席したい意思を強く持っておられたことで、最後の最後まで調整してくださいました。10数名の若者がぜひ堂本知事と話をしたいとのプロジェクトをつくり準備をすすめてきましたので『若者の夢』がひとつ叶ったこととなります。すでに開催まで2ヶ月を切りました。初日のプログラム、2日目の17の分科会が確定しました。実行委員会では子どもとおとなが共に創るということを大切にしてくださいました。かかわっている若者たちは、①参加している団体も体験していることも違うけれど、よく話していくと行き着くところは共通だったり、相手の考えていることが理解できるようになり、「違いは豊さ」ということを実感し、感動的な経験をたくさんしている。②いろいろな立場の人と意見を出し合って議論するのは初めての体験で疲れるけれど、いろんな人と出会えることがとても楽しい。と感想を寄せています。

12月7日(土) 8日(日) 千葉県でのフォーラムにご参加ください。きっと若者のパワーに出会えるはずですから……。

### 12月7日(土) 千葉県教育会館大ホール (千葉市中央区中央)

- 13:00～ オープニングアトラクション =ロックソーラン=
- 13:30～ 堂本知事と10代の若者十数名との、フェイスtoフェイスの対話
- 16:00～ ペルーの働く子どもたちの組織「ナソップ」の子どもとスタッフの活動報告
- 17:30～ 子どもや若者の様々な表現の場、若者自身の社会参画活動の交流

20:00～ 食事をしながら交流会 (於：プラザなのはな 3F大会議室「菜の花」)

### 12月8日(日)

分科会 千葉県教育会館会議室(本館・新館) 9:30～15:00

- ① はじめの一步～子ども社会参画に向けて
- ② 子どもの心を受け止めるアサーティブ・トレーニング
- ③ “あそぼあそぼ” 子どもとおとながいっしょにあそぶワークショップ
- ④ 子どもも市民！ティーンズで考える空間デザインWS
- ⑤ こんな学校・あったらいいよね
- ⑥ 小児科医・毛利子来さんと子育て・教育基本法を学ぶ
- ⑦ 語り場
- ⑧ シンポジウム—OK！不登校・ひきこもり—
- ⑨ 統合教育何でも相談室
- ⑩ 大漁旗にゆめ翔る —つくろうMy Flag—
- ⑪ チャイルドライン —千葉からの発信—
- ⑫ わたしたちはここにいる —武力紛争と子どもの権利—
- ⑬ ペルーの働く子どもたちと交流しよう
- ⑭ 養護施設を知っていますか？—知ろう・考えよう恩寵園問題—
- ⑮ 子育て、教育言いたい放題
- ⑯ シンポジウム —子どもの権利条約ができるとう変わるの？—
- ⑰ 言いたいことを言おう！やりたいことを描こう！  
—子どもと元子どもでつくる紙芝居—

閉会・全体会 千葉県教育会館会議室(新館5F 501号室)  
15:30～17:00

## 「子どもの権利研究」

創刊号特集 子どもの権利の総合的保障と学際研究

“実践的子どもの権利学”への道

- \*子どもの参加の権利研究の到達点と課題
- \*自治体子ども施策と子どもの権利研究
- \*司法から見た子どもの権利・人権研究の課題
- \*ヤヌシュ・コルチャックの子どもの権利思想
- \*アメリカの生徒の権利 少年事件調査制度 親の養育責任と少子化

判例研究

\*最高裁学力テスト事件判決 \*箱ブランコ事故判決

調査研究

\*中学生「学習権」調査 \*自治体「子ども総合調査」  
\*日弁連「少年・保護者聴き取り調査」

国連・子ども特別総会に見る「子どもの権利」の争点  
文献研究 井上著「子どもの権利ノート」など

子どもの権利研究文獻目録 (教育学・法学・福祉学などの総合目録)

\*情報コーナー 新刊紹介 自由論文投稿要項

■研究所頒価 (郵送料込み価格) 創刊号 2,000円

■年間定期購読 (年2回) 4,000円 (送料込み)

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

郵便振込み申し込みで直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

研究所事務所：〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛  
研究所分室 (水曜日開設) TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail: crc21@lycos.jp

## 「子どもの権利条約」No.64

2002年10月20日発行

★発行 (隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00～17:00)

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

\*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント